

岡崎市における無料低額宿泊所の現状と議題への考え方について

1 無料低額宿泊所の現状について

(1) 施設の状況について

- ・ 施設数－2、事業者数－2、定員－42、入所者数－20

(2) ガイドラインの制定について

- ・ 厚生労働省のガイドラインを踏まえ、平成20年4月1日「社会福祉法第2条第3項第8号に規定する宿泊所の運営・届出に関する指針」を制定、同日施行

2 主な議題に対する考え方

(1) 無料低額宿泊施設に対する法規制について

- ・ 事業内容の明確化と施設の定義
- ・ 事業内容に応じた財政支援
- ・ 苦情処理の仕組みを構築

(2) 事業者に対する新たな規制について

- ・ 事業実施主体－一定の制限
- ・ 契約時の説明－重要事項の説明
- ・ 金 銭 管 理－一律の禁止は困難
- ・ 面 積 基 準－面積の最低基準化とプライバシー確保のため構造的な基準
- ・ 支援員の配置－有資格者の配置
- ・ 収支状況の公開－公開方法についての基準の策定

(3) 福祉事務所における取組みについて

- ・ 訪問活動の徹底－保護費の支給に合わせ月1回訪問・面接を実施
- ・ 転居支援－被保護者の状況に応じて実施
- ・ 生活保護費の本人交付の徹底－本人に全額現金で支給

(4) 都道府県、指定都市、中核市本庁における取組みについて

- ・ 施設設置後1年経過しておらず、会計年度終了後指針に基づき調査を実施予定

3 その他

- ・ 保護実施要領の弾力的な運用(転居に際し敷金等を必要とする場合)
- ・ 地域に開かれた施設(民生委員等との連携)